

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定の解除

治山課

【公告】

○ 岡山県視覚障害者センターの指定管理者の募集

障害福祉課

○ 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者の募集

〃

○ 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の募集

〃

○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理者の募集

企業誘致・投資促進課

○ 岡山セラミックスセンターの指定管理者の募集

産業振興課

○ 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧

経営支援課

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

耕地課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【人事委員会】

○ 平成三十年度社会人経験者等を対象とす

人事委員会

目次

○ 岡山県職員採用試験の実施
 〇 平成三十年度身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）等採用試験の実施

担当課（室）

〃

◎岡山県告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字寺谷八九四の二、八九四の八、八九四の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔三九七〕岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県視覚障害者センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区西古松二六八番地の一

3 施設概要

(1) 敷地面積 六〇四平方メートル

(2) 延床面積 七五三・一二平方メートル

(3) 施設内容 一階 閲覧室・点字パソコン室、点字書庫、機械室、倉庫

二階 事務室、テープ書庫、テープ作業室、録音室（二室）、聴読室（二室）、点字本印刷室、倉庫、プリント室、作業室

三階 会議室（三室）、調理室

屋外 駐車場、駐輪場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県視覚障害者センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成三十年八月十四日（火）から同年十月十二日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県保健福祉部障害福祉課福祉推進班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七三六二（直通）

ファックス ○八六一二二四一六五二〇

電子メールアドレス shofuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/566259.html>

3 募集説明会（現地説明会）

現地説明会については、協議の上、随時現地で実施するので、参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定事項を記載の上、持参又はファックスにより平成三十年八月三十一日（金）午後五時（必着）までに2(2)の場所へ申し込むこと。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事

業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成三十年十月十二日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県保健福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が視覚障害者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成三十年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
- 六2(2)の場所

〔三九八〕岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館

四階

3 施設概要

(1) 延床面積 五五五・二二平方メートル

(2) 施設内容 スタジオ製作室、ライブラリー試写室・情報機器利用室、相談室、

研修室、会議室、事務室、団体事務室、オープンスペース、倉庫

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三十四号）及び別に示す岡山県聴覚障害者センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 条例第三条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の

際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
 - (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間
平成三十年八月十四日（火）から同年十月十二日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県保健福祉部障害福祉課福祉推進班

〒700-18570 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三六二（直通）

ファックス 〇八六一二二四一六五二〇

電子メールアドレス shofuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/566292.html>

3 募集説明会（現地説明会）

現地説明会については、協議の上、随時現地で実施するので、参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定事項を記載の上、持参又はファックスにより平成三十年八月三十一日（金）午後五時（必着）までに2(2)の場所へ申し込むこと。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定

申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成三十年十月十二日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県保健福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が聴覚障害者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(平成三十年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六2(2)の場所

〔三九九〕岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設（以下「事業所等」という。）

2 所在地

新見市哲多町大野二〇三四番地の五

3 施設概要

- (1) 敷地面積 一七・八七ヘクタール（岡山県健康の森学園ゾーン）
- (2) 建物面積 五、一二一・九一平方メートル
- (3) 施設内容 研修棟、食堂棟、附属設備棟一、車庫、授産寮舎一、授産寮舎二、授産寮舎三、訓練舎（畜産果樹）、訓練舎（田）、便所、訓練舎（畑）、農具庫一、農具庫二、牛舎、堆肥舎

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う事業所等の管理の基準は、条例、岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設規則（平成三年岡山県規則第十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 条例第二条に規定する業務（事業所等に係るものに限る。）の実施に関する事
- 2 事業所等の利用の許可に関する事
- 3 事業所等の施設及び設備の維持管理に関する事
- 4 その他事業所等の運営に関する事

四 指定管理者の指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

事業所等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、事業所等の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の事業所等の管理運営に係る収入のほかに、事業所等の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成三十年八月十四日(火)から同年十月十二日(金)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県保健福祉部障害福祉課福祉推進班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三六二(直通)

ファックス 〇八六一二二四一六五二〇

電子メールアドレス shofuku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒(角形二号(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/566295.html>

3 募集説明会(現地説明会)

現地説明会については、協議の上、随時現地で実施するので、参加を希望する法人等は、説明会参加申込書に所定事項を記載の上、持参又はファックスにより平成三十年八月三十一日(金)午後五時(必着)までに(2)の場所へ申し込むこと。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」という。)

イ 事業所等の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成三十年十月十二日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県保健福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 条例第二条に規定する業務（事業所等に係るものに限る。）について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 事業計画の内容が知的障害者の平等な利用を確保することができるものであること。

(3) 事業計画の内容が事業所等の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成三十年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔四〇〇〕岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成三年岡山県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）

2 所在地

代表地 岡山市北区大内田六七五

代表地以外 岡山市北区大内田六七八並びに早島町矢尾七七〇、七七一、七七四、

七七七及び七八五

3 施設概要

(1) 敷地面積 六九、六九四平方メートル

(2) 建築面積 一二、四一二平方メートル

(3) 延床面積 一七、七一四平方メートル

(4) 施設内容 展示施設（大展示場、中展示場、小展示場、屋外展示場）、会議施設（国際会議場、バンケットホール、中会議室、小会議室）、その他の施設（レストラン、駐車場等）

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うコンベックス岡山の管理の基準は、条例、岡山県総合展示場コンベックス岡山条例施行規則（平成三年岡山県規則第三十三号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県総合展示場コンベックス岡山指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 コンベックス岡山の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に
関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他コンベックス岡山の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、コンベックス岡山の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、指定管理者は、利用料金その他のコンベックス岡山の管理運営に係る収入のうち、一定額を県に納付するものとする。

県への納付額は、指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）が公募の際に提案した額（以下「定額納付金」という。）と、利用料金等収入額から管理運営費及び定額納付金を差し引いた額の二分の一の額との合計額とするが、定額納付金が四の期間につき総額五〇〇、〇〇〇千円（年額一〇〇、〇〇〇千円）に満たない場合は、その申請者を失格とする。

なお、納付方法等の手続については、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成三十年八月十四日（火）から同年十月十二日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課開発推進班
〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七三八九（直通）

ファックス ○八六一二二六一七八〇〇

電子メールアドレス kiyuu@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。また、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/42/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成三十年八月二十八日（火）午後一時三十分から午後三時三十分まで

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

- (1) 受付期間
 - 2 (1)の期間
 - (2) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ コンベックス岡山の管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ウ 法人等の概要
 - エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。
 - ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
 - カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ク 役員の名簿
 - ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書
 - コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法
 - 2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成三十年十月十二日（金）必着とすること。
- 七 指定管理者の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会の設置
- 岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。
- 2 審査基準
- (1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保することができるものであるこ

と。

(2) 事業計画の内容がコンベックス岡山の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他コンベックス岡山の業務を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成三十年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔四〇一〕岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山セラミックスセンター（以下「センター」という。）

2 所在地

備前市西片上一四〇六番地一八

3 施設概要

- (1) 敷地面積 五、五九九・四七平方メートル
- (2) 延床面積 二、一六一・六五平方メートル
- (3) 施設内容 ホール、会議室、セミナー室、各種解析室、各種分析室、研究室、各種実験室、加工室、変電室等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県岡山セラミックスセンター条例施行規則（平成二年岡山県規則第三十八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山セラミックスセンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 次に掲げる業務の実施に関すること。
 - (1) セラミックスに関する技術開発等の支援
 - (2) 施設等の提供
 - (3) セラミックスに関する図書等の収集及び提供
 - (4) セラミックスの製品等の展示
 - (5) 利用者アンケートの実施
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成三十年八月十四日（火）から同年十月十二日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七三五二（直通）

ファックス 〇八六―二二四―二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「岡山セラミックスセンター募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/562020.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成三十年八月二十九日（水）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
- イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ウ 法人等の概要
- エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成三十年十月十二日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（平成三十年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔四〇二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 意見の対象となった届出

平成三十年三月十六日付け公布岡山県公告（大規模小売店舗の変更の届出の縦覧）で公告されたザグザグ宇野店に関する平成三十年三月二十一日の変更に係る大規模小売店舗の変更の届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ宇野店
所在地 玉野市宇野二丁目七九六番二ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見
当該店舗は騒音・振動の特定施設ではないが、可能な限り規制値を遵守し、近隣住民に配慮すること。

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見
なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年八月十四日から同年九月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成30年8月14日 岡山県公報 第12016号

〔四〇三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

大曲舗装2（非補助土地改良（農道舗装）事業）

中畦南樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

錦西18樋門（ ）

錦西23樋門（ ）

錦六区横2南樋門（ ）

鞆津川樋門（ ）

北七区支線6号（ ）

西七区支線51号（ ）

沖2東詰宮川筋交差樋門（ ）

丘2中樋門（ ）

宗津東町3番川（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成三十年八月十四日から同年九月四日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔四〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字苗代五八〇―四、五八一―四、五八三、五八三―三、五八三―四、五八四―一、五八五―三、五八三―地先から五八四―一―地先まで水路の一部

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市穂崎五八三

松野 卓也

松野 由美

三 許可番号

岡山県指令建指第五二号

〔四〇五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ファイリングシステムの借入れ 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12016号 平成30年8月14日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、岡山県警察本部交通部運転免許課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
平成30年9月21日（金） 午後4時
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2216
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

岡山県公報 第12016号 平成30年8月14日

ア 交付期間

平成30年8月14日（火）から同年9月21日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ400グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年9月26日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年9月27日（木） 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年9月21日（金）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Filing System for the Driver's License 1 set

(2) Lease period :
From 1 January, 2019 through 31 December, 2023

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 26 September, 2018

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

平成30年8月14日 岡山県公報 第12016号

◎岡山県人事委員会公示第六号

平成三十年度社会人経験者等を対象とする岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十名	知事部局（本庁、県民局等）等において、一般行政事務に従事する。
土木	一名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和五十九年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十九年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分	種 目	内 容

行政

教養試験

基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。

論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

適性検査

性格、心理等について検査を行う。

資格加点

七一の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。

語学		分野
中国語	英語	資格・免許・検定
中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力 検定五五〇点以上	級以上 国際連合公用語英語検定試験A TOEFL (iBT) 七九点以上 TOEFL (PBT) 五五〇点以上 TOEIC七三〇点以上(団体特別受験制度(IPテスト)によるものを除く。)	実用英語技能検定(英検)準一級以上

<p>語学</p>	<p>分野 期 間</p>	<p>なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加点する。</p>	<p>経営支援・会計 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として人事委員会が認める資格）</p>	<p>情報 経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験及びこれらに相当する試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者</p>	<p>韓国語 ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上</p>
-----------	---------------------------------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	----------------------------------------------------

平成30年8月14日 岡山県公報 第12016号

試験の期日	1 第一次試験				2 第二次試験			
	四 試験の期日及び試験会場							
試験会場	土木	行政	試験区分	種目	適性検査	専門試験	土木教養試験	情報 平成二十七年八月十四日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）
	口述試験	論文試験	口述試験	内容	性格、心理等について検査を行う。	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。	

グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

平成30年8月14日 岡山県公報 第12016号

第二次試験	第一次試験	区分
平成三十年十二月五日（水曜日）	平成三十年十月三十一日（水曜日）	発表の期日
合格者の受験番号	合格者の受験番号	内容

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

五 合格者の発表

試験の期日	試験会場
平成三十年十一月二十二日（木曜日）から同月二十六日（月曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

平成三十年十月十四日（日曜日）		岡山会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
東京会場	岡山会場	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎	岡山市中区古京町一丁目七番三六号
号	東京都千代田区永田町一丁目一―番三五	全国町村会館	

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成三十年四月採用者（大学新卒者の場合）の給料月額は、一九一、九〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成三十年八月十四日（火曜日）から同年九月二十一日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年八月十四日（火曜日）から同年九月十四日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明

書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第七号

平成三十年度身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月十四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	四名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	一名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、事務に従事する。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

- (1) 昭和六十三年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 併願の可否

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

九の受験申込みの際に、岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員の一方の試験区分を第一志望と記載し、その他の試験区分を第二志望と記載することで、併せて受験の申込みをすることができる。なお、申込み後に志望順位を変更することはできない。

2 岡山県警察行政職員

その他の試験区分と併せて受験の申込みをすることはできない。

四 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

(2) 岡山県警察行政職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

ウ 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

2 第二次試験

平成30年8月14日 岡山県公報 第12016号

- (1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員
ア 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

イ 口述試験

個別面接により行う。

- (2) 岡山県警察行政職員

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

五 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
平成三十年十月二十一日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
平成三十年十一月二十二日（木曜日） から同月二十六日（月曜日）までのうち 指定する日（第一次試験の合格者に対し て、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

六 合格者の決定

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

第一次試験の合格者は、四 1 (1)アの教養試験の得点により試験区分共通で決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四 2 (1)の各試験種目の合計得点順に受験者の志望順位を考慮して試験区分ごとに決定する。ただし、第

2 岡山県警察行政職員

一 志望とした試験区分で合格した者は、第二志望とした試験区分では不合格となる。

第一次試験の合格者は、四1(2)の各試験種目の合計得点により決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(2)の試験種目の得点順に決定する。

七 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成三十年十一月七日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成三十年十二月五日(水曜日)	合格者の受験番号

八 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 平成三十年四月採用者(新卒者)の給料月額は一五五、〇〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

九 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局(岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階)に提出すること。ただし、岡

山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、平成三十年八月十四日（火曜日）から同年九月二十六日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年八月十四日（火曜日）から同年九月十九日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

十 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 八 一 (1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。